

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年10月7日(火) 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (7人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子(欠)
	3番	北見富夫(欠)
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和顔 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和7年第10回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は7名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 尾形委員、2番 中村委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから2ページ、整理番号1から8について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 竹原 大苗代 3192 番、登記地目、現況地目、共に田で面積 2,168 m²の賃貸借による貸借権設定の案件です。

貸渡人は、市内竹原にお住まいの100歳の方、借受人は南房総市の法人です。

事由としては、貸渡人は農業をしていないため貸渡します。

借受人はこの農地を借り受け、水稻を栽培し、新規就農したいとのこと。

整理番号2 所在地は神余 山下 3459 番外3筆、合計面積 2,698 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内神余にお住まいの46歳の方、譲受人は川崎市にお住まいの49歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小ため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、サツマイモやレタスを栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号3 所在地は腰越 崩 342 番外1筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 1,010 m²の賃貸借による貸借権設定の案件です。

貸渡人は、鴨川市にお住いの 60 歳の方、借受人は墨田区にお住いの 45 歳の方です。

事由としては、貸渡人は農業をしていないため貸渡します。

借受人は、この農地を借り受け、トマトやキュウリ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号4 所在地は布沼 根切 674 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 449 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、世田谷区にお住いの 90 歳の方、譲受人は市内布沼にお住いの 60 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、花卉を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号5 所在地は佐野 下白萩 2094 番1、登記地目、現況地目、共に畑で面積 337 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内館山にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内佐野にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、花卉等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号6 所在地は上真倉 新堀 2262 番2、登記地目田、現況地目畑で面積 721 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内館山にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、柑橘等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号7 所在地は浜田 市万度 54 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 224 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、江戸川区にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内浜田にお住いの 55 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、サツマイモ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 8 所在地は那古 東 1166 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 489 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、茅ヶ崎市にお住いの 70 歳の方、譲受人は豊島区にお住いの 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、ソラマメ等を栽培し、新規就農したいとのことことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 3 ページ、整理番号 1 から 3 について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は波左間 堀合 177 番 1、登記地目、現況地目共に畑で、面積 762 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は三郷市の法人です。

転用の事由及び施設は、自然が多い館山で社員のための保養所を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年12月1日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は亀ヶ原 蔵敷 90 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 409 m²の使用貸借による貸借権設定の案件です。

申請人は市内亀ヶ原にお住まいの40歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在の住居からほど近い申請地に2世帯で居住できる専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地であると認められますので、第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用できませんが、住宅等で集落に接続して設置されるものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年11月1日に工事着手し、令和8年4月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は笠名 新田 1103 番、登記地目、現況地目、共に田で面積 525 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内笠名にお住まいの59歳の方です。

転用の事由及び施設は、居住環境の良い申請地に建売分譲住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年11月1日に工事着手し、令和8年6月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資

見込証明書が添付されており、有りとは判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、保養所を建設するための申請になります。
9番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、専用住宅を建設するための申請になります。

1番委員は欠席ですが、問題無いとの連絡を受けております。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、建売分譲住宅を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の4から15ページ、整理番号1から21について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の7から10ページの合計21件で、地域計画内での貸し借りです。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の12から14ページのチェックリストにありますように、個人10件、法人3件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料11ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

以上で、第10回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 辰 形 玲 子

館山市農業委員会委員 中 村 保 宏